

第14回政策推進会議報告

日時 10月21日(火) 9時30分～10時45分

場所 4-1会議室

出席者 19人

1 (仮称)公共施設マネジメント基本方針の策定に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

資産統括局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長) 今回の公表資料では、既に検討が進んでいる地区施設等の部分と、今回策定する基本方針との関係が市民にとってわかりにくいのではないかと。

事前説明の中で、各局長からも同様の意見が複数出ている。取組の順番が多少前後しているが、既に検討が進んでいる部分についても、公共施設の総量圧縮という基本的な考え方には変わらない。ただ、確かに今回の公表資料ではその点がわかりにくくなっているため、公表資料については検討したい。

(市長) 資料の「施策の策定にあたっての考え方」の項目に、既に検討が進んでいる地区施設等についても、今回の基本方針に内包される旨を追記してはどうか。地区施設など既に検討が進んでいる部分について、今回の基本方針の策定に伴い、全体がゼロベースになるのではないかと思う人もいるだろう。基本方針は計画の基になるものである。全体の財政面やスケジュールに一定の目途をつけ、皆でイメージを共有するものであり、目標設定が大事になる。・尼崎市第2次基本計画では、本市が備えておくべき都市基盤や都市施設等の目安となる人口を48万人と定めていた。新しい総合計画ではそのような定めがないが、公共施設マネジメント基本方針では定めるのか。

(市長) 公共施設については人口規模と利用率が重要になる。しかし、私が問題意識を持っているのはむしろ体力面である。財政的に可能な範囲で、必要なことに優先順位をつけて取り組んでいくということを基本方針に盛り込みたい。

他都市の取組事例でいうと、劣化度調査の結果や財政規模等から将来の必要施設数を機械的に算定すると、とんでもなく少ない数字が結果として出てくるようだ。そのため、計画や基本方針をどのレベルまで練り上げるかにもよるが、そういった客観的な作業に加えて、一定の政策判断が必要になってくるだろう。

(市長) 基本方針に含む施設の範囲はどこまでか。

100㎡以上の施設については全て含まれ、学校や住宅を含め399施設、棟数で言うと920棟、床面積でいうと167万㎡が対象となる。対象にならない施設は、倉庫など特段の配慮が要らないものである。

(市長) 基本方針が全体のなかでどういった位置にあるのか、全体スケジュールがどうなっているのかがわかるよう、資料を工夫してほしい。

2 屋外広告物の許可基準の改正（素案）に係る市民意見公募手続の実施について

都市整備局長から資料に基づき報告。（以下、質疑等）

- ・自光式広告物の制限には、防犯の観点から町を明るくしようという動きがある中で、一定防犯に対する配慮が必要だろう。地域の特性も加味しながら、制限基準を設定すべきではないか。

（市長）防犯面でも、問題がないよう素案に盛り込むことが必要だろう。

- ・今回は規則改正ということだが、経済活動に一定制限をかける内容であるので、議会への説明など周知が必要ではないか。

議会へはパブリックコメントも含め説明する予定である。関係するメーカー等には従前から周知を行ってきている。改正後、既存不適格の広告物も多く出てくると思うが、既存不適格の広告物に対しては、経過措置として10年間の猶予期間を設けることとしている。

3 待機児童対策プログラム（素案）に対する市民意見公募手続の結果について

こども青少年局長から資料に基づき報告。

4 その他

- ・こども青少年局長から、尼崎市子ども・子育て支援制度シンポジウムの開催について説明。
- ・資産統括局長から、平成25年度尼崎市役所本庁舎消防訓練の実施について説明。
（市長）大規模な訓練であるが参加できない職員もいるので、図上訓練として、全職員が様々なことをシュミレーションする機会としてほしい。
- ・企画財政局長から、阪神南ふれあいフェスティバルについて説明。
- ・経済環境局長から、第29回尼崎市農業祭について説明。
- ・市民協働局長から、コンビニ検診について説明。
- ・顧問から、ソーシャルビジネスプランコンペについて報告。

以 上